

はま P a y 加盟店規約

第 1 条（総則）

本規約は、「はま P a y 取引」や「はま P a y 」加盟店について定めるものです。

第 2 条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

（1）加盟店

本規約を承認のうえ、株式会社横浜銀行（以下、「当行」といいます）に取扱いを申し込み、審査を経たのち、当行が認めた法人、個人事業主または団体を「加盟店」とします。なお、本規約に基づき、当行と加盟店との間で成立した契約を「本契約」といいます。

（2）「はま P a y 」

「はま P a y 」は、加盟店における商品代金等を、スマートフォンを利用して預金口座から即時に支払うことのできる、横浜銀行（以下、当行といいます）の個人のお客さま向けのサービスです。本規約においては、当行の提携金融機関および利用許諾事業法人が提供する同様のサービスとあわせて「はま P a y 等」といいます。

（3）「はま P a y 取引」

加盟店が行う商品の販売または役務の提供の代金を、「はま P a y 等」により、預金の払い戻しによって支払う取引を「はま P a y 取引」といいます。

（4）利用者

「はま P a y 等」の契約者本人をいいます。

（5）取引金融機関

利用者の取引金融機関をいいます。

（6）利用者端末

「はま P a y 等」のアプリをダウンロードのうえ利用登録をした利用者自身のスマートフォンをいいます。

（7）加盟店端末

「はま P a y 取引」を取り扱うために必要な加盟店アプリをダウンロードのうえ利用登録した加盟店自身のタブレット端末等をいいます。

（8）利用許諾事業法人

当行の提携金融機関以外で、「はま Pay 等」取引を行うために必要な利用者向けアプリケーションを提供する 1 又は複数の会社を、個別に又は総称していいます。

第 3 条（はま P a y 取引の範囲）

1. 加盟店は、利用者が「はま P a y 取引」による、物品の販売、サービスの提供、その他加盟店の営業に属する取引を求めた場合には、本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に取り扱うものとします。
2. 当行の提携金融機関に変動が生じたときは、当行からの通知により「はま P a y 取引」を行う範囲も変動するものとします。

3. 加盟店の販売形態が店頭販売であるか店頭販売以外であるかにかかわらず本規約が適用されるものとします。
4. 加盟店が通信販売、カタログ販売、コンピュータ通信による販売等、店頭販売以外の態様の取引により「はま P a y 取引」を行う場合は、特定商取引法等の要件を満たした上で、「加盟店申込書」により、店頭販売以外の販売を行う旨を当行に申請し、店頭販売以外での取引に「はま P a y 取引」を利用することにつき、当行の承認を得るものとします。加盟店となった後に、店頭販売以外の取引で「はま P a y 取引」を利用する場合についても同様とします。

第4条（加盟店）

1. 加盟店は、「はま P a y 取引」を行う店舗・施設（以下「はま P a y 取扱店舗」という）を指定のうえ、予め当行に届出し、承認を得るものとします。当行の承認のない店舗で「はま P a y 取引」はできないものとします。加盟店は「はま P a y 取扱店舗」にはかならず加盟店端末を備置するものとします。
2. 加盟店は、「はま P a y 取扱店舗」内外の見易いところに当行の指定する加盟店標識を掲示するものとします。
3. 加盟店は、「はま P a y 取引」において取り扱う商品・サービスについて、事前に当行に届け出た上でその承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。
4. 加盟店は次の各号のいずれかに該当するかまたは該当する恐れのある商品・サービスを取り扱ってはならないものとします。前項の承認後に、当該商品・サービスが次の各号のいずれかに該当するかまたは該当する恐れがあることが判明した場合、当行は、当該承認を撤回できるものとし、加盟店は直ちに当該商品・サービスの「はま P a y 取引」を中止するものとします。
 - (1) 法令の定め違反するもの
 - (2) 他人の権利を害するもの
 - (3) 公序良俗に反するなど、当行が不相当と判断したもの
5. 当行が、取り扱う商品・サービスについての報告を求めた場合には、加盟店は速やかに報告を行うものとします。
6. 加盟店は、自ら（主要な出資者、役員、およびそれに準ずる者を含む）および従業員その他自己の業務に従事している者（パート社員、派遣社員を含むがこれに限らない）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを、「加盟店申込書」において表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する

こと

7. 加盟店は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第5条（はま P a y 取引の方法）

1. 加盟店は、利用者が「はま P a y 取引」を申し込んだ場合、①加盟店端末を用いて対象商品の情報等を利用者端末に送信する方法、②QR コード、バーコード等を加盟店端末に表示もしくは書面等で提示し、利用者端末で読み取らせる方法、③利用者の利用者端末に表示された当該「はま P a y」取引に係るQRコード、バーコード等を加盟店端末で読み取る方法により、当該利用者の預金口座から取引代金に相当する預り金を払い出すよう加盟店端末を操作するものとします。
2. 利用者は、利用者端末を用いて、取引代金を預金口座から払い戻して支払うことを取引金融機関に依頼します。取引金融機関が利用者の依頼に基づき預金口座からの払い戻しをした時点で「はま P a y 取引」が成立したものとします。「はま P a y 取引」が成立した場合には、その旨を加盟店端末に表示します。
3. 「はま P a y 取引」の限度額については、以下のとおりとします。
 - (1) 加盟店は、当該加盟店における1人1日あたりの「はま P a y 取引」の金額に上限を設ける場合は、当行に申し出ることとします。申し出がない場合には当行が設定できるものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、当行は、当該加盟店における「はま P a y 取引」の1人1日あたりの累積限度額を定めることができます。
4. 理由の如何を問わず、利用者端末および加盟店端末による手続きができない場合には、「はま P a y 取引」の取り扱いは行わないものとします。

第6条（取引代金の決済）

当行は「はま P a y 取引」による取引代金から第8条第1項に定める決済手数料を差し引いた金額を、「はま P a y 取引」が成立した日の翌銀行営業日に加盟店指定の預金口座へ入金するものとします。なお、本契約が2020年8月24日より前の加盟店については、取引代金を入金するものとし、別途当行の通知する日時より、取引代金から第8条第1項に定める決済手数料を差し引いた金額を入金するものとします。

第7条（利用時間）

1. 「はま P a y 取引」の取扱可能時間は、別表1に記載の時間帯とします。
2. 当行は、システムメンテナンス等のため、あらかじめ通知のうえ、「はま P a y 取引」の取り扱いを休止することがあります。
3. 前項に関わらず、当行は、システムの維持、取引の安全性の維持等に必要な場合は、事前の通知なく

「はま P a y 取引」の取り扱いを休止できることとします。

第 8 条（手数料）

1. 加盟店は、はま P a y の利用の対価として、はま P a y 取引 1 件ごとについて取引代金に対する料率により計算した決済手数料を当行に支払うものとします。
2. 前項の決済手数料は、取引代金から差し引く方法により支払うものとします。
3. 当行は、決済手数料に関して領収書の発行または振替案内等の通知は行いません。
4. なお、本契約が 2020 年 8 月 24 日より前の加盟店については、別表 2 に定める日に加盟店支店の預金口座より引落しするものとし、別途当行の通知する日時より、第 2 項に定める方法により支払うものとします。

第 9 条（売買契約の取消）

1. 「はま P a y 取引」が成立した後に利用者との売買契約等が解除、取消等により解消された場合には、返金等については加盟店がその責任において解決し、当行に迷惑をかけないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、お客さまと加盟店の合意に基づき加盟店が加盟店用の端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文を「はま P a y 取引」の当日中に受信した場合に限り、「はま P a y 取引」を取り消すことができます。なお、利用者口座への返金は、翌銀行営業日以降となります。

第 10 条（利用者との紛議）

1. 加盟店は、「はま P a y 取引」が成立した場合、ただちに商品またはサービス等を利用者へ引き渡しまたは提供するものとします。ただし、ただちに引き渡しまたは提供ができない場合は、利用者へ書面等をもって引き渡し時期等を通知するものとします。
2. 加盟店は、利用者に対して提供した商品またはサービス等に関し、利用者との間で紛議が生じた場合、遅滞なく紛議を解決するものとします。
3. 前項の紛議を理由に利用者が当該取引代金の支払いについて取引金融機関等に異議を申し出た場合、当行は紛議が解決するまで第 6 条の取引代金の支払いを保留することができ、また、利用者に対して返金することもできるものとします。

第 11 条（広告等）

1. 加盟店は、利用者端末に表示するための加盟店の広告物等の内容について、法令に抵触するものではなく、かつ正確であることを保証するものとします。また、当行が作成する基準に従うものとし、また、事前に当行の審査を受けるものとします。
2. 加盟店アプリを利用して、利用者へクーポンやスタンプカードを発行することができます。なお、事前に当行の審査を受けるものとします。
3. 当行は、加盟店の広告物やクーポン等について、適時モニタリングを実施しており、当行が不適切と判断したものについては、当行にて掲載中止、削除等できるものとします。

第 12 条（ご利用控え）

1. 「はま P a y 取引」が成立した場合には、利用者端末上に加盟店発行の「ご利用控え」が表示されます。
2. 前項の表示について、利用者との間で紛議が生じた場合、加盟店の責任において遅滞なく紛議を解決するものとします。

第 13 条（加盟店の義務等）

1. 加盟店は、次の各号の行為を行わないものとします。
 - (1) 加盟店として届け出た名義を第三者に使用させ、または第三者が使用することを容認し、あたかも加盟店が利用者と直接取引したかのように装うこと
 - (2) 利用者との間に真実取引がないのに、それがあつたかのように利用者または第三者と通謀しあるいは利用者または第三者に依頼して取引があつたかのように装うこと
 - (3) 利用者取引を行うあるいは取引の勧誘にあたり、違法または不適切な行為を行うこと
 - (4) 第三者の売掛金の決済・回収のために本規約に基づく決済を利用すること
 - (5) 公序良俗に違反すること、および、監督官庁から改善指導・行政処分等を受けるまたは受けるおそれのある行為をすること
 - (6) その他本規約に違反すること
2. 加盟店は、不正取引の排除に努め、利用者、「はま P a y 取引」の対象、またはそれらの組み合わせについて不審な点がある場合には、「はま P a y 取引」を行うことについて当行と協議し、当行の指示に従うものとします。また、当行が調査協力を求めた場合、協力するものとします。
3. 加盟店は、当行が利用者端末の不正使用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとします。
4. 加盟店は、当行から「はま P a y」の取扱いに関する資料の請求があつた場合、速やかにその資料を提出するものとします。
5. 加盟店は、当行が「はま P a y」の利用促進のために、当行が個別に加盟店の同意を得ることなしに、当行の印刷物等に加盟店の名称および所在地等を掲載することにつき、承諾します。
6. 加盟店は、加盟店標識について、本規約で定める用途以外の目的で使用しないこと、ならびこれらを第三者に使用等させないことを確約します。
7. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

第 14 条（加盟店端末の管理等）

1. 加盟店は、加盟店端末について、第三者に使用等させないものとします。また、加盟店アプリを本規約で定める用途以外で使用しないものとします。
2. 加盟店アプリのログインに使用する暗号等は他人に推測されやすい数字等の指定を避け、第三者に知られたり盗まれたりしないよう、加盟店自身の責任において、厳重に管理するものとします。また、加盟店アプリ画面上で随時変更するものとします。
3. 加盟店は、加盟店端末がコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、加盟店自身の責任においてセキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策をするものとします。
4. 加盟店端末は紛失・盗難等に遭わないよう加盟店自身の責任において、厳重に管理するものとします。なお、加盟店端末を変更する場合や、処分する場合には、必ず、加盟店アプリを削除するものとします。
5. 加盟店は、加盟店端末を紛失した場合、または加盟店端末を第三者が使用するおそれが生じたときは、

直ちにご利用の携帯電話会社等に連絡するとともに、当行ホームページより利用停止を行うものとします。

6. 加盟店は、前各項のほか、本規約および当行の指示、加盟店アプリ操作マニュアル等に従い加盟店端末を管理するものとします。

第15条（利用者情報等の取り扱い）

1. 加盟店は、「はま P a y 取引」に関して知りえた利用者の個人情報につき、以下の義務を負うものとします。
 - (1) 本契約の業務の遂行目的以外に使用もしくは複製してはならない。
 - (2) 第三者に利用者情報等を開示してはならない。
 - (3) 漏えい、盗用、改ざんを行ってはならない。
2. 加盟店は、本契約に基づいて知りえた利用者の個人情報につき、漏えい、滅失、き損の防止、およびその他の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないものとします。
3. 加盟店は、本契約の業務の遂行上知り得た当行の利用者または当行の提携金融機関の利用者に関するいかなる情報についても、第1項と同等の義務を負うものとします。なお、利用者の個人情報と、当行の利用者または当行の提携先の利用者の情報をあわせ、「利用者情報等」といいます。
4. 加盟店は、利用者情報等を取扱う従業者（役員、従業員、派遣社員等を含めた全ての従業者を指す）に対し、本条に規定された義務を、責任をもって遵守させるものとします。
5. 加盟店は、当行が求めたときは、本条の履行状況につき報告を行うものとします。また、加盟店は、本条の定めを違反したこと、もしくは違反した可能性があることを認識した場合には、当該事項につき速やかに当行に報告を行うものとします。
6. 加盟店が前各項に違反したことにより、利用者情報等の漏えい等の事故が発生し、当行が損害を被った場合、加盟店は当行の被害の拡大を防止する措置を講じるとともに、当行の損害を賠償する責任を負うものとします。
7. 加盟店は、「はま P a y 取引」に関する業務を第三者に委託することはできないものとします。
8. 事由の如何にかかわらず本契約が終了した場合、加盟店は、当行から受領した利用者情報等を当行に返還するものとします。ただし、当行からの指示があるときは、その指示内容に従い、当該情報の消去、廃棄を行うものとします。

第16条（加盟店情報の取扱い）

1. 本契約締結に当たり、加盟店は以下の加盟店に関する情報（以下、「加盟店情報」といいます）の全部または一部を当行に提供し、当行はこれを加盟店情報として登録します。
 - (1) 加盟店の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話番号、メールアドレス、店舗画像等、加盟店が当行に届け出た情報
2. 加盟店は、「はま Pay 取引」が成立した場合、当行が、「はま Pay 取引」の結果を利用者に通知するため、提携金融機関および利用許諾事業法人（同社が個人情報の共同利用を行うものとして定めるグループ会社、及び同社が個人情報の第三者提供を行うものとして定める法人等）に対し、加盟店情報のうち以下の項目を提供することに同意します。
 - (1) 店舗 ID
 - (2) 店舗名

- (3) 店舗画像
- (4) 店舗電話番号
- (5) 店舗住所

3. 加盟店は、提携金融機関および利用許諾事業法人が前項により取得した加盟店情報を以下の目的により利用することに同意します。

- (1) はま Pay 等の提供、維持、保護、改善および向上のため
- (2) はま Pay 等の利用者による利用状況の調査または分析（統計データの作成もしくは分析、マーケティング調査、統計もしくは分析、及びアンケートの実施を含みます。）のため
- (3) はま Pay 等に関するご案内、規約、ポリシー等（以下「規約等」といいます。）の変更通知、利用者からのお問い合わせ等への対応のため
- (4) はま Pay 等に関するシステムメンテナンス又は不具合対応、サービスの向上のため
- (5) はま Pay 等に関する規約等に違反する行為その他不正利用の予防及び対応のため
- (6) マーケティング調査、宣伝・広告配信（利用者の登録事項及び利用状況等に基づく広告配信を含みます。）及びその効果測定、商品開発並びに営業活動のため
- (7) その他提携金融機関および利用許諾事業法人の各種サービスに関する第 1 号ないし第 5 号の目的のため

第 17 条（届け出事項の変更）

- 1. 加盟店は、当行に届け出ている商号、名称、代表者、住所、店舗、その他届出事項（第 4 条第 1 項および第 3 項の届出を含みます）に変更があったときは、直ちに当行に届け出るものとします。
- 2. 当行が加盟店にあてて通知または書類を発送した場合には、加盟店が前項の届け出を怠るなど加盟店の責めに帰すべき事由により、延着もしくは到達しなかったとき、または加盟店がこれを受領しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとします。

第 18 条（取扱期間）

本契約の有効期限は 1 年とします。ただし、加盟店または当行が取扱期間満了 3 か月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに 1 年間延長し、以降も同様とします。

第 19 条（解約）

前条の規定にかかわらず、加盟店または当行は、書面により 3 か月前までに相手方に対し通知することにより本契約を解約できるものとします。

第 20 条（解除等）

- 1. 次の各号のいずれかの事態が発生した場合、または加盟店が本契約に違反しているものと認めた場合には、当行は、本契約に基づく取引を直ちに停止し、また、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 加盟店が「はま P a y 」や「はま P a y 取引」を悪用していることが判明した場合
 - (2) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当行が判断した場合
 - (3) 加盟店が監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合

- (4) 加盟店が反社会的勢力もしくは第4条第6項各号のいずれかに該当し、もしくは第4条第7項各号のいずれかに該当する行為をし、または第4条第6項ないし第7項の表明・確約に違反した場合（表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合を含む）、
 - (5) 加盟店が特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合
 - (6) 届け出の所在地に「はま P a y 取引」を取扱う事業所や店舗等が実在しない場合
 - (7) 法人である加盟店が解散した場合
 - (8) 加盟店に支払の停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはその他これらに類する法的整理手続きの開始の申立があった場合
 - (9) 加盟店が、当行に対する債務の一部でも履行を遅滞した場合
 - (10) 前二号のほか、加盟店の信用状態に著しい変化が生じた場合
2. 加盟店は、前項に基づく本契約の解除によって生じた損害について当行に対してなんらの請求をせず、当行に損害が生じたときは加盟店がその損害を賠償するものとします。

第21条（契約終了後の処理）

1. 本契約が終了した場合も、契約終了日までに成立した「はま P a y 取引」については、引き続き本契約の各条項が適用されるものとします。
2. 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずし、広告媒体から本契約に基づく取扱いに関するすべての記述、表記等をとりやめるものとします。また、加盟店端末から、加盟店アプリを削除するものとします。

第22条（準拠法）

加盟店と当行の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第23条（合意管轄裁判所）

本契約に関し、加盟店と当行の間で紛争が生じた場合には、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（規約の変更）

1. 当行は加盟店に事前に通知することなしに加盟店アプリの機能の追加、変更等を行うことができるものとします。
2. 当行は、本規約の内容を変更する場合には、1ヶ月前までに変更日および変更内容等を加盟店に通知するものとします。ただし、当行は、当行のホームページに変更日および変更内容等を掲載することにより、加盟店への通知に代えることができるものとします。

以上

(2020年8月)

【別表1】利用可能時間

24時間、365日（ただし、以下の時間帯を除く）	
	毎月第1、第3月曜日の2時～6時
	1月第2月曜日（成人の日）、7月第3月曜日（海の日）、9月第3月曜日（敬老の日）、10月第2月曜日（体育の日）の前日の日曜日23時～祝日当日8時

【別表2】手数料の引き落とし

請求パターン	取扱期間	締日	引き落とし日
A	月初～月末	月末	翌月25日
B	月初～月末	月末	翌月末